

椋山女学園大学における研究倫理教育の基本方針

令和3年4月22日
学 長

本学における研究倫理教育の基本方針は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。）及び「椋山女学園大学研究活動における不正行為への対応等に関する規準」（平成27年大規準第11号）に基づき、下記のとおりとする。

記

1 研究倫理教育の対象者

本学における研究倫理教育の対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 専任教員（教授（特命教授を含む。）、准教授、講師、助教）
- (2) 助手
- (3) 非常勤講師
- (4) 大学院生
- (5) 学部学生
- (6) その他学長が必要と認める者

2 研究倫理教育の内容

各対象者に求められる役割等を考慮して、研究倫理教育の内容を以下のように定める。

①専任教員／助手／大学院生	APRIN が提供する e ラーニングプログラム
②非常勤講師	日本学術振興会が提供する e ラーニングプログラム
③学部学生	研究倫理教育教材等を活用し、各学部において、授業等で実施する。

※非常勤講師については、本務校、他の研究機関等で研究倫理教育を受講している場合、本学の e ラーニングプログラムを受講する必要はない。

3 研究倫理教育の受講

ガイドラインでは、研究者倫理に関する知識を定着、更新する必要性から一定期間ごとに研究倫理教育を受講することが求められている。また、「科学研究における健全性の向上について」（平成27年3月6日 日本学術会議）では、少なくとも5年に一度は研究倫理教育を受講することが求められていることから、本学においても、専任教員、助手及び非常勤講師にあつては少なくとも5年に一度、大学院生及び学部学生にあつては在学中に必ず一度は研究倫理教育を受講するものとする。

4 研究倫理教育の実施体制

研究倫理教育は、研究倫理委員会が企画し、研究倫理教育責任者である研究科長及び学部長が実施する。対象者、実施内容等は、本学の研究倫理教育の実施状況、効果等を検証するとともに、研究倫理教育に対する国の施策等も考慮して、定期的に見直すものとする。

以上